

正味財産増減計算書

平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 事業収益	(28,793,860)	(29,057,250)	(Δ263,390)
施設使用料収益	22,067,490	22,264,650	Δ197,160
教室参加料収益	6,485,400	6,500,350	Δ14,950
イベント収益	240,970	292,250	Δ51,280
② 受取補助金等	(61,526,000)	(61,461,000)	(65,000)
県委託料	61,526,000	61,461,000	65,000
③ 雑収益	(3,109,811)	(3,008,302)	(101,509)
雑収益	458,023	346,502	111,521
自販機手数料	2,651,788	2,661,800	Δ10,012
経常収益計	93,429,671	93,526,552	Δ96,881
(2) 経常費用			
① 事業経費	(89,501,545)	(90,622,944)	(Δ1,121,399)
給料手当	26,571,240	25,516,762	1,054,478
賃金	2,378,800	1,507,710	871,090
福利厚生費	6,576,267	6,163,576	412,691
役員報酬	40,000	80,000	Δ40,000
職員手当	10,140,335	9,705,890	434,445
旅費交通費	106,045	191,340	Δ85,295
通信運搬費	191,087	176,555	14,532
減価償却費	587,210	534,575	52,635
消耗品費	1,529,908	1,721,300	Δ191,392
修繕費	1,396,888	1,468,830	Δ71,942
印刷製本費	511,074	381,249	129,825
燃料費	9,349,288	10,943,756	Δ1,594,468
光熱水料費	18,772,577	20,863,555	Δ2,090,978
賃借料	124,200	138,190	Δ13,990
保険料	330,970	244,020	86,950
租税公課	3,353,421	3,632,174	Δ278,753
報償費	447,560	401,740	45,820
食糧費	40,120	23,508	16,612
手数料	1,460,417	1,374,398	86,019
委託料	5,455,944	5,455,944	
負担金補助費	49,418	97,872	Δ48,454
備品購入費	88,776		88,776
事業費計	89,501,545	90,622,944	Δ1,121,399
経常費用計	89,501,545	90,622,944	Δ1,121,399

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
評価損益等調整前当期経常増減額	3,928,126	2,903,608	1,024,518
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	3,928,126	2,903,608	1,024,518
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 他経常外収益	(6,627)	(0)	(6,627)
過年度修正益	6,627		6,627
経常外収益計	6,627	0	6,627
(2) 経常外費用			
① 他経常外費用	(6,627)	(0)	(6,627)
過年度修正損	6,627		6,627
経常外費用計	6,627	0	6,627
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	3,928,126	2,903,608	1,024,518
当期一般正味財産増減額	3,928,126	2,903,608	1,024,518
一般正味財産期首残高	10,916,481	8,012,873	2,903,608
一般正味財産期末残高	14,844,607	10,916,481	3,928,126
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	14,844,607	10,916,481	3,928,126

正味財産増減計算書

一般正味財産増減の高
[00000900] 公益財団法人 鳥取県体育協会
(0902) 鳥取産業体育館・室内7-4管理運営

指定正味財産増減の部

【税込】

自 27年 4月 1日
至 28年 3月 31日

勘定科目	前月残高	当 月 方		発生方	当 月 残 高
		借	貸		
施設使用料収益-0531	19,969,200			2,295,450	22,264,650
教室参加料収益-0532	6,498,350			2,000	6,500,350
イベント収益-0533	258,350			33,900	292,250
【事業収 入】	26,725,900			2,331,350	29,057,250
県委託料-0545	61,461,000				61,461,000
【受取補助金等】	61,461,000				61,461,000
雑収益-0564	331,222			15,280	346,502
自販機手数料-0565	2,330,442			331,358	2,661,800
【雑 収 入】	2,661,664			346,638	3,008,302
【経常収益計】	90,848,564			2,677,988	93,526,552
事) 給料手当-0611	23,481,242	2,035,520			25,516,762
賃金-0612	1,305,870	201,840			1,507,710
事) 福利厚生費-0614	4,777,862	1,385,714			6,163,576
事) 報酬-0615	80,000				80,000
事) 職員手当-0616	7,477,256	2,228,634			9,705,890
旅費交通費-0618	167,450	23,890			191,340
通運費-0619	165,639	10,916			176,555
消耗品費-0623	1,383,751	337,549			1,721,300
修繕費-0624	1,047,846	420,984			1,468,830
印刷製本費-0625	223,625	157,624			381,249
燃料費-0626	8,028,080	2,915,676			10,943,756
光熱水料費-0627	19,518,787	1,344,768			20,863,555
賃借料-0628	119,290	18,900			138,190
保険料-0629	244,020				244,020
租税公課-0632	2,490,200				2,490,200
リ ー ス 料-0640	110,100	22,020			132,120
報 償 費-0638	321,740	80,000			401,740
食 糧 費-0639	23,508				23,508
手 数 料-0641	1,199,876	174,522			1,374,398
委 託 料-0643	3,425,148	2,030,796			5,455,944
負 担 金 補 助-0644	96,375	1,497			97,872
【事業経 費】	75,687,665	13,390,850			89,078,515
【事 業 費】	75,687,665	13,390,850			89,078,515
【経 常 費 用 計】	75,687,665	13,390,850			89,078,515
(評価調整前当期経常増減額)	15,160,899	13,390,850		2,677,988	4,448,037
(当期経常増減額)	15,160,899	13,390,850		2,677,988	4,448,037
(税引前当期一般正味増減)	15,160,899	13,390,850		2,677,988	4,448,037
(当期一般正味財産増減額)	15,160,899	13,390,850		2,677,988	4,448,037
一般正味財産首残高-0799	8,012,873				8,012,873
(一般正味財産期末残高)	23,173,772	13,390,850		2,677,988	12,460,910

勘定科目	前月残高	借	貸	発生方	当 月 残 高
(正味財産期末残高)	23,173,772	13,390,850		2,677,988	12,460,910

○鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例

平成9年3月25日
鳥取県条例第1号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立産業体育館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(平17条例58・一部改正)

(設置)

第2条 集会、展示会、スポーツ等の用に供し、もって産業とスポーツの振興を図るため、鳥取県立産業体育館(以下「産業体育館」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取県立鳥取産業体育館	鳥取市
鳥取県立米子産業体育館	米子市

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、産業体育館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 産業体育館の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、産業体育館の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(平17条例58・追加、平18条例30・平26条例10・一部改正)

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平17条例58・追加、平18条例30・平20条例8・平26条例10・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第5条 産業体育館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 産業体育館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(平17条例58・追加、平18条例30・平26条例10・一部改正)

(利用の許可)

第6条 産業体育館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 産業体育館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。(4) 前3号に掲げる場合のほか、産業体育館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、産業体育館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平17条例58・旧第3条繰下・一部改正、平18条例30・平26条例10・一部改正)

(行為の制限等)

第7条 産業体育館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 産業体育館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、[前項](#)の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、産業体育館への入館を拒み、又は産業体育館からの退去を命ずることができる。

(平17条例58・旧第4条繰下・一部改正、平18条例30・平26条例10・一部改正)

(措置命令)

第8条 指定管理者は、産業体育館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平17条例58・旧第5条繰下・一部改正)

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) [この条例](#)若しくは[この条例](#)に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) [前条](#)の命令に従わないとき。

(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 利用許可の条件に違反したとき。

(5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(6) [前各号](#)に掲げるもののほか、産業体育館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(平17条例58・旧第6条繰下・一部改正、平18条例30・平26条例10・一部改正)

(利用料金)

第10条 産業体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として收受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、[前項](#)の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(平17条例58・旧第7条繰下・一部改正)

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(平17条例58・旧第8条繰下・一部改正)

(規則への委任)

第12条 [この条例](#)に定めるもののほか、産業体育館の管理に関する事項は、規則で定める。

(平17条例58・旧第10条繰下、平18条例30・平26条例10・一部改正)

附 則

1 [この条例](#)は、平成9年4月1日から施行する。

2 [第9条](#)の規定の適用については、[この条例](#)の施行の日から平成11年3月31日までの間、[同条](#)中「財団法人鳥取県体育協会」とあるのは「財団法人鳥取県福祉事業団」とする。

附 則(平成11年条例第11号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第58号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成18年条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第58号)附則第2項の規定に基づき知事が行った同項に規定する指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、教育委員会が行った行為とみなす。
- 3 施行日前に改正前の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、改正後の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成20年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則(平成26年条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

昭和39年3月30日
鳥取県条例第24号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県営社会体育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。
(平17条例62・一部改正)

(設置)

第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設(以下「社会体育施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取県立武道館	米子市
鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市
鳥取県営東山水泳場	米子市
鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町

(昭44条例31・昭46条例18・昭49条例45・昭54条例21・昭55条例17・昭56条例31・昭57条例24・昭58条例27・昭61条例24・平11条例42・平12条例43・平16条例33・平17条例62・平17条例91・平25条例47・平27条例13・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、社会体育施設に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 社会体育施設の施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(平17条例62・追加、平17条例91・平26条例10・一部改正)

第4条 削除

(平30条例19)

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第4条繰下・一部改正、平20条例8・平26条例10・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第6条 社会体育施設の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 社会体育施設の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第5条繰下、平26条例10・一部改正)

(利用の許可)

第7条 社会体育施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、社会体育施設の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該

当するとき。

- 3 指定管理者は、社会体育施設の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平17条例62・旧第3条繰下・一部改正、平17条例91・旧第6条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正)

(行為の制限等)

第8条 社会体育施設においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
 - (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、規則で定める行為
- 2 指定管理者は、[前項](#)の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、社会体育施設への入館を拒み、又は社会体育施設からの退去を命ずることができる。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第7条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正)

(措置命令)

第9条 指定管理者は、社会体育施設の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第8条繰下)

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) [この条例](#)若しくは[この条例](#)に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) [前条](#)の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、社会体育施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第9条繰下、平26条例10・一部改正)

(利用料金)

第11条 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。
- 3 知事は、[前項](#)の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(平17条例62・追加)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(平17条例62・追加)

(規則への委任)

第13条 [この条例](#)に定めるもののほか、社会体育施設の管理に関する事項は、規則で定める。

(昭41条例23・旧第4条繰下、昭46条例18・旧第5条繰下、平17条例62・旧第6条繰下・一部改正、平17条例91・旧第14条繰上・一部改正、平26条例10・一部改正)

附 則

[この条例](#)は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年条例第23号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和41年規則第25号で昭和41年7月1日から施行)

附 則(昭和44年条例第31号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和44年規則第45号で昭和44年8月1日から施行)

附 則(昭和46年条例第18号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和46年規則第51号で昭和46年6月15日から施行)

附 則(昭和46年条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第19号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第16号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第21号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第17号)

この条例中第2条及び第5条の改正規定のうち鳥取県営プールに関する部分は昭和55年4月1日から、その他の改正規定は同年9月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第24号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第27号)

この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第11号)抄

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第14号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第6号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(2) 第32条中鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第5条の表の改正規定及び第33条中鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例第6条の改正規定 平成11年4月1日

附 則(平成11年条例第11号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第42号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第43号)

この条例中第1条の規定は平成12年9月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第34号)抄

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第39号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第36号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第27号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第33号)
この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第43号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第62号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成17年条例第91号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による鳥取県立武道館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成18年条例第53号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第8号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第47号)
(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第45号で平成27年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日まで鳥取県営米子屋内プールの鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者については、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第4条第1項及び第5条の規定によらず、教育委員会がその候補者を選定するものとする。

附 則(平成26年条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第46号で平成27年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 鳥取県営東山水泳場に係る鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者(以下「指定管理者」という。)の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行前においては、知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3号の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県営東山水泳場の指定管理者の候補者を選定するものとする。
- 4 この条例の施行前に指定を受けた鳥取県営東山水泳場の指定管理者が鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う期間は、同条例第5条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成29年3月31日までとする。

附 則(平成30年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

行政財産の目的外使用許可の状況

施設名 鳥取県立鳥取産業体育館

1 指定管理者において使用許可するもの

利用団体名	利用内容	数量又は面積	使用許可期間
鳥取ペプシコーラ販売(株)	自販機(飲料)設置	1台	H26.4.1~H31.3.31
えびす本郷(株)	自販機(飲料)設置	1台	H26.4.1~H31.3.31
カカ・コーラウエストジャパン(株)	自販機(飲料)設置	2台	H26.4.1~H31.3.31
ナショナルペンディング(株)	自販機(飲料)設置	1台	H26.4.1~H31.3.31
アシード(株)	自販機(栄養補助食品)設置	1台	H26.6.11~H31.3.31

2 県において使用許可するもの

利用団体名	利用内容	数量又は面積	使用許可期間	現在の使用料の額
(株)中国電力鳥取営業所	電力供給配電線施設	電柱4本支線6条	H25.4.1~H30.3.31	年額 15,000円
西日本電信電話(株)鳥取支店	電力供給配電線施設	電柱1本 共架電柱3本	H29.4.1~H34.3.31	年額 6,000円
西日本電信電話(株)鳥取支店	公衆電話室設置	1.92㎡	H30.4.1~H31.3.31	年額 3,000円
鳥取市水道局	注意喚起看板接地用地	0.5㎡	H29.4.1~H34.3.31	無料
(株)エネルギー・コミュニケーションズ	電気通信設備設置	共架電柱4本	H29.4.1~H34.3.31	年額 6,000円
(公財)鳥取県体育協会	指定管理施設職員駐車場	土地12.5㎡×6 区画	H30.4.1~H31.3.31	月額 34,314円

行政財産の目的外使用許可の状況

施設名 鳥取屋内プール

1 指定管理者において使用許可するもの

利用団体名	利用内容	数量又は面積	使用許可期間
鳥取ペプシコーラ販売(株)	自販機(飲料)設置	1台	H26.4.1~H31.3.31
えびす本郷(株)	自販機(アイスクリーム)設置	1台	H27.3.1~H31.3.31
カ・コーウエストジャパン(株)	自販機(飲料)設置	1台	H26.4.1~H31.3.31
(株)戸信	自販機(飲料)設置	1台	H26.4.1~H31.3.31
ナショナルベンディング(株)	自販機(飲料)設置	1台	H26.4.1~H31.3.31
ネオス(株)	自販機(飲料)設置	1台	H26.4.1~H31.3.31

2 県において使用許可するもの

利用団体名	利用内容	数量又は面積	使用許可期間	現在の使用料の額
鳥取屋内プール	事務室	29.20㎡	H30.4.1~H31.3.31	年額 149,400円

貸付物品一覧

物品出納簿(鳥取産業体育館)

	備品番号	保管課所	保管場所名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額	耐用年数	貸付先
1	426004804	190900	県立施設等	製氷機 福島工業 FIC-A65KT	26.08.01	248,400	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
2	426006076	190900	県立施設等	バドミントン審判台 トーエイライト B-3973	26.09.05	50,220	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
3	426006084	190900	県立施設等	バドミントン審判台 トーエイライト B-3973	26.09.05	50,220	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
4	426006092	190900	県立施設等	バドミントン審判台 トーエイライト B-3973	26.09.05	50,220	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
5	426006106	190900	県立施設等	バドミントン審判台 トーエイライト B-3973	26.09.05	50,220	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
6	426006114	190900	県立施設等	バドミントン審判台 トーエイライト B-3973	26.09.05	50,220	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
7	426006122	190900	県立施設等	バドミントン審判台 トーエイライト B-3973	26.09.05	50,220	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
8	426006130	190900	県立施設等	バドミントン審判台 トーエイライト B-3973	26.09.05	50,220	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
9	426006149	190900	県立施設等	バドミントン審判台 トーエイライト B-3973	26.09.05	50,220	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
10	426006157	190900	県立施設等	バドミントン審判台 トーエイライト B-3973	26.09.05	50,220	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
11	426006165	190900	県立施設等	バドミントン審判台 トーエイライト B-3973	26.09.05	50,220	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
12	426006173	190900	県立施設等	バドミントン審判台 トーエイライト B-3973	26.09.05	50,220	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
13	426006181	190900	県立施設等	バドミントン審判台 トーエイライト B-3973	26.09.05	50,220	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
14	426006394	190900	県立施設等	AED(自動体外式除細動器) 日本光電 AED-2100	26.09.10	145,800	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
15	427000353	190900	県立施設等	卓球台 三英 10-605	27.04.24	214,380	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
16	427000361	190900	県立施設等	卓球台 三英 10-605	27.04.24	214,380	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
17	427000370	190900	県立施設等	卓球台 三英 10-605	27.04.24	214,380	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
18	427000388	190900	県立施設等	卓球台 三英 10-605	27.04.24	214,380	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
19	427000396	190900	県立施設等	卓球台 三英 10-605	27.04.24	214,380	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
20	427000400	190900	県立施設等	卓球台 三英 10-605	27.04.24	214,380	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
21	427000418	190900	県立施設等	卓球台 三英 10-605	27.04.24	214,380	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
22	427000426	190900	県立施設等	卓球台 三英 10-605	27.04.24	214,380	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
23	427000434	190900	県立施設等	車椅子使用者兼用卓球台 三英 10-306	27.04.24	214,380	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
24	427000442	190900	県立施設等	車椅子使用者兼用卓球台 三英 10-306	27.04.24	214,380	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
25	427002291	190900	県立施設等	遮光カーテン スミノエ ECOソラリス E-3364	27.06.26	211,680	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
26	416018120	190900	県立施設等	オカムラデスク(両袖) DS03VD-MB51	16.03.31	58,800	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
27	354007765	190900	県立施設等	整理棚 美濃利4段式	55.03.29	50,000	15	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
28	354007773	190900	県立施設等	整理棚 美濃利4段式	55.03.29	50,000	15	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
29	354007781	190900	県立施設等	整理棚 美濃利4段式	55.03.29	50,000	15	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
30	354007757	190900	県立施設等	器械戸棚 木製3面ガラス下開戸付4段75×33×160g	55.03.29	60,000	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
31	423024490	190900	県立施設等	プラスチックロッカー(ベース含む)・キーバンド(ベルトタイプ) 株式会社フジ フジプラM10台・フジプラMR30台	24.03.15	591,780	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
32	425026247	190900	県立施設等	プラスチックロッカー 一式 フジプラロッカー M(14台)MR(42台)	26.01.31	828,450	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
33	354007790	190900	県立施設等	金庫 プラスC-5	55.03.29	93,600	20	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
34	409009610	190900	県立施設等	舞台諸幕	09.04.01	313,000	5	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
35	409009628	190900	県立施設等	舞台諸幕	09.04.01	313,000	5	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
36	409009636	190900	県立施設等	舞台諸幕	09.04.01	313,000	5	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
37	409009644	190900	県立施設等	舞台諸幕	09.04.01	313,000	5	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
38	409009652	190900	県立施設等	舞台諸幕	09.04.01	313,000	5	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
39	409009660	190900	県立施設等	舞台諸幕	09.04.01	313,000	5	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
40	409009679	190900	県立施設等	舞台諸幕	09.04.01	313,000	5	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
41	409009687	190900	県立施設等	舞台諸幕	09.04.01	313,000	5	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
42	409009695	190900	県立施設等	舞台諸幕	09.04.01	313,000	5	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
43	409009709	190900	県立施設等	舞台諸幕	09.04.01	313,000	5	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
44	354007820	190900	県立施設等	大型電気時計 セイコー-ASM-700	55.03.27	55,670	10	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
45	416018350	190900	県立施設等	パソコンBIBLO FMVNB55G	16.03.31	186,900	6	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
46	416018368	190900	県立施設等	パソコンBIBLO FMVNB55G	16.03.31	186,900	6	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
47	418000124	190900	県立施設等	ベースロック ナイルST-7KH	18.04.01	99,960	5	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
48	418000132	190900	県立施設等	パソコン PC-VY14MEX	18.04.01	110,000	5	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
49	416018279	190900	県立施設等	遠赤外線ストーブ トヨトミ製FIR-18B	16.03.31	191,520	6	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
50	416018287	190900	県立施設等	トヨトミ製ストーブ FIR-18B	16.03.31	197,505	6	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
51	416018295	190900	県立施設等	業務用ストーブ トヨトミ製 FIR-15B	16.03.31	176,400	6	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール

物品出納簿(鳥取産業体育館)

	備品番号	保管課所	保管場所名		銘柄、規格等	取得年月日	取得金額	耐用年数	貸付先
52	416018309	190900	県立施設等	業務用ストーブ	トヨミ製 FIR-15B	16.03.31	176,400	6	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
53	416018333	190900	県立施設等	業務用ストーブ	トヨミ製 FIR-15B	16.03.31	176,400	6	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
54	416018341	190900	県立施設等	業務用ストーブ	トヨミ製 FIR-15B	16.03.31	176,400	6	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
55	409009717	190900	県立施設等	ステージ階段	7段用	09.04.01	235,000	15	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
56	423007137	190900	県立施設等	自走用折りたたみ式シャワー用車いす	By Bathお風呂用車いす MH-43	23.09.11	73,500	10	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
57	423007145	190900	県立施設等	自走用折りたたみ式シャワー用車いす	By Bathお風呂用車いす MH-43	23.09.11	73,500	10	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
58	425022578	190900	県立施設等	CPR-AEDトレーニングシステム	レールダル AEDT-2レサシアン 11246-300	25.12.24	330,750	5	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
59	355005690	190900	県立施設等	漏電計	松下BT6001	56.03.31	50,000	15	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
60	424005347	190900	県立施設等	プールクリーナー	ドルフィンエース	24.07.30	466,200	10	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
61	406024430	190900	県立施設等	汚水用水中ポンプ	E/バ50DSA6.75T	06.09.19	71,070	15	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
62	421007668	190900	県立施設等	J-ALERT専用小型受信機	センチュリーシステムズ・JARS1000	21.06.01	610,838	10	鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール 貸付漏れ
63	423017680	190900	県立施設等	A4ノートパソコン、スイッチングハブ、無停電電源装置	Thinkpad SL500・27468MJ 他	21.06.01	84,315	10	鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール 貸付漏れ
64	424038237	190900	県立施設等	フル監視システム(カメラ、レコーダー及びモニター等)	カメラCBC ZC-NX272JVP	25.03.13	1,158,150	5	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
65	409009601	190900	県立施設等	バスケットゴール	セノーDA100W70	09.04.01	1,582,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
66	411015113	190900	県立施設等	バレーボール審判台	セノーDL0520	12.03.31	368,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
67	412011142	190900	県立施設等	卓球台	カワイKC-810SB	12.08.28	129,780	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
68	412011150	190900	県立施設等	卓球台	カワイKC-810SB	12.08.28	129,780	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
69	418011908	190900	県立施設等	バドミントン得点板	セノーDS0650	18.10.13	101,168	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
70	418011916	190900	県立施設等	バドミントン得点板	セノーDS0650	18.10.13	101,168	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
71	418011924	190900	県立施設等	バドミントン得点板	セノーDS0650	18.10.13	101,168	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
72	418011932	190900	県立施設等	バドミントン得点板	セノーDS0650	18.10.13	101,168	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
73	418011940	190900	県立施設等	バドミントン得点板	セノーDS0650	18.10.13	101,168	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
74	418011959	190900	県立施設等	バドミントン得点板	セノーDS0650	18.10.13	101,168	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
75	418011967	190900	県立施設等	バドミントン得点板	セノーDS0650	18.10.13	101,168	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
76	418011975	190900	県立施設等	バドミントン得点板	セノーDS0650	18.10.13	101,168	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
77	418011983	190900	県立施設等	バドミントン得点板	セノーDS0650	18.10.13	101,168	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
78	418011991	190900	県立施設等	バドミントン得点板	セノーDS0650	18.10.13	101,168	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
79	420014982	190900	県立施設等	卓球台	カワイ KSN-507B	21.01.30	91,875	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
80	420014990	190900	県立施設等	卓球台	カワイ KSN-507B	21.01.30	91,875	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
81	420015008	190900	県立施設等	卓球台	カワイ KSN-507B	21.01.30	91,875	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
82	420015016	190900	県立施設等	卓球台	カワイ KSN-507B	21.01.30	91,875	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
83	420020400	190900	県立施設等	卓球台	別添仕様書のとおり	21.03.06	88,515	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
84	420020419	190900	県立施設等	卓球台	別添仕様書のとおり	21.03.06	88,515	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
85	420020427	190900	県立施設等	卓球台	別添仕様書のとおり	21.03.06	88,515	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
86	421003441	190900	県立施設等	バスケットゴール台	セノーDA0606	11.04.01	8,446,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
87	421003450	190900	県立施設等	バスケットゴール台	セノーDA0606	11.04.01	8,446,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
88	421023256	190900	県立施設等	ファール回数表示器	モルテン BFDDP、BFDBX、BFDFS、PD30	22.01.27	488,250	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
89	421023264	190900	県立施設等	ファール回数表示器	モルテン BFDDP、BFDBX、BFDFS、PD30	22.01.27	488,250	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
90	421023272	190900	県立施設等	大響ブザー	モルテン BHNDX、DTRS	22.01.27	108,150	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
91	421023280	190900	県立施設等	大響ブザー	モルテン BHNDX、DTRS	22.01.27	108,150	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
92	421028100	190900	県立施設等	バレーボール支柱	セノー DE1030	22.02.25	306,338	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
93	421028118	190900	県立施設等	バレーボール支柱	セノー DE1030	22.02.25	306,338	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
94	421028126	190900	県立施設等	バレーボール支柱	セノー DE1030	22.02.25	306,338	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
95	421028185	190900	県立施設等	バレーボール支柱カバー(ウレタン製)	セノー DE2000	22.02.25	138,600	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
96	421028193	190900	県立施設等	バレーボール支柱カバー(ウレタン製)	セノー DE2000	22.02.25	138,600	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
97	421028207	190900	県立施設等	バレーボール支柱カバー(ウレタン製)	セノー DE2000	22.02.25	138,600	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
98	421028266	190900	県立施設等	バレーボール審判台	セノー DL0520	22.02.25	344,400	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
99	421028274	190900	県立施設等	バレーボール審判台	セノー DL0520	22.02.25	344,400	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
100	421035289	190900	県立施設等	ハンビ兼用卓球台	ユニバー HL-250	22.03.01	114,450	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
101	421035297	190900	県立施設等	ハンビ兼用卓球台	ユニバー HL-250	22.03.01	114,450	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
102	421035343	190900	県立施設等	ショットクロック(ゲームクロック付)	セノー株式会社 DS2853	22.01.27	1,953,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
103	421035351	190900	県立施設等	ショットクロック	セノー株式会社 DS3422	22.01.27	483,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
104	421035360	190900	県立施設等	ショットクロック用支柱	セノー株式会社 DS342279	22.01.27	168,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
105	421035378	190900	県立施設等	ショットクロック用支柱	セノー株式会社 DS342279	22.01.27	168,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
106	421035386	190900	県立施設等	電光得点表示装置	セノー株式会社 DS7200	22.03.23	4,977,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール

物品出納簿(鳥取産業体育館)

	備品番号	保管課所	保管場所名		銘柄、規格等	取得年月日	取得金額	耐用年数	貸付先
107	421035394	190900	県立施設等	電光得点表示装置	セノー株式会社 DS7200	22.03.23	4,977,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
108	421035408	190900	県立施設等	オルタネイティング・ポゼション表示器	セノー株式会社 DS4600	22.03.23	59,850	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
109	421035416	190900	県立施設等	オルタネイティング・ポゼション表示器	セノー株式会社 DS4600	22.03.23	59,850	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
110	354007870	190900	県立施設等	監視台	美濃利ステンレス製	55.03.29	115,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
111	354007889	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
112	354007897	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
113	354007900	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
114	354007919	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
115	354007927	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
116	354007935	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
117	354007943	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
118	354007951	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
119	354007960	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
120	354007978	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
121	354007994	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
122	354008001	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
123	354008010	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
124	354008028	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
125	354008036	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
126	354008044	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
127	354008052	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
128	354008060	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
129	354008079	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
130	354008087	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
131	354008095	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
132	354008109	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
133	354008117	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
134	354008125	190900	県立施設等	プールフロアー	美濃利1×3×0.4m	55.03.29	59,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
135	354008150	190900	県立施設等	背泳用標識	美濃利25m7コース	55.03.29	76,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
136	401008052	190900	県立施設等	コースロープ巻取器	ABS樹脂ドラム金属部ステンレス25mコースロープ4本収納可	02.03.29	142,140	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
137	403011746	190900	県立施設等	監視台	エパニユームHB-111	03.07.15	106,090	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
138	403011762	190900	県立施設等	バルスクロック	セイコーSPC-708	04.03.05	103,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
139	409054011	190900	県立施設等	プール用不正出発防止用ポール	トロップスND-211	09.11.28	133,875	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
140	409054020	190900	県立施設等	プロテクトボード	トロップス	10.03.16	80,850	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
141	416018201	190900	県立施設等	プールコースロープ	25m	16.03.31	50,242	3	鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール 返還済
142	416018210	190900	県立施設等	プールコースロープ	25m	16.03.31	50,242	3	鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール 返還済
143	416018228	190900	県立施設等	プール監視台	ステンレス製	16.03.31	78,540	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
144	416018236	190900	県立施設等	プール用移動式階段	プール用	16.03.31	231,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
145	416018244	190900	県立施設等	プール用手摺付スロープ	プール用	16.03.31	194,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
146	416040789	190900	県立施設等	スポーツタイマー	ツカサ ST-7KH	17.03.31	75,285	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
147	416040797	190900	県立施設等	コースロープ巻取器	ツカサ LM-155	17.03.31	120,015	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
148	354007862	190900	県立施設等	スベリ台	美濃利	55.03.29	68,000	3	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
149	427007960	173000	県立施設等	遮光カーテン	東リ エコシャドーII TKY9314	27.10.21	437,940	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
150	427012220	173000	県立施設等	コースロープ	ツカサ電工株式会社 TH-11025	27.11.25	68,742	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
151	427012238	173000	県立施設等	コースロープ	ツカサ電工株式会社 TH-11025	27.11.25	68,742	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
152	427012246	173000	県立施設等	コースロープ	ツカサ電工株式会社 TH-11025	27.11.25	68,742	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
153	427012254	173000	県立施設等	コースロープ	ツカサ電工株式会社 TH-11025	27.11.25	68,742	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
154	427012262	173000	県立施設等	コースロープ	ツカサ電工株式会社 TH-11025	27.11.25	68,742	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
155	427012270	173000	県立施設等	コースロープ	ツカサ電工株式会社 TH-11025	27.11.25	68,742	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
156	427012289	173000	県立施設等	コースロープ	ツカサ電工株式会社 TH-11025	27.11.25	68,742	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
157	427012297	173000	県立施設等	コースロープ	ツカサ電工株式会社 TH-11025	27.11.25	68,742	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
158	428004251	173000	県立施設等	卓球フェンス	カワイ PF-12	28.07.25	525,690	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
159	428005673	173000	県立施設等	卓球台	TSP TF-25W	28.08.29	168,480	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
160	428005681	173000	県立施設等	卓球台	TSP TF-25W	28.08.29	168,480	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
161	428005690	173000	県立施設等	卓球台	TSP TF-25W	28.08.29	168,480	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール

物品出納簿(鳥取産業体育館)

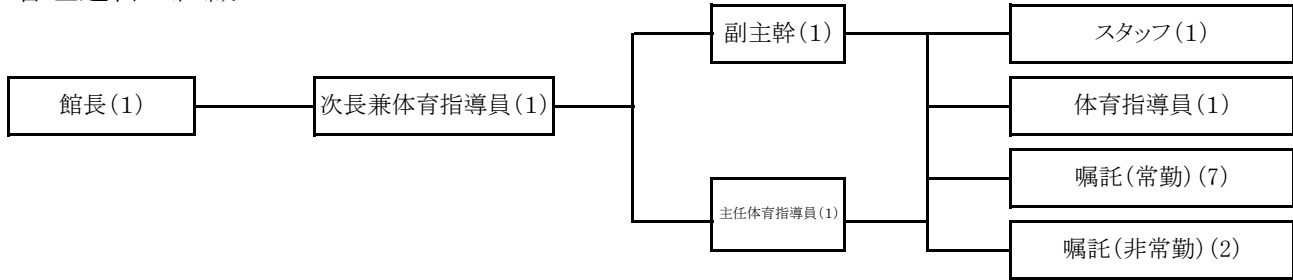
	備品番号	保管課所	保管場所名		銘柄、規格等	取得年月日	取得金額	耐用年数	貸付先
162	428005703	173000	県立施設等	卓球台	TSP TF-25W	28.08.29	168,480	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール
163	428005711	173000	県立施設等	卓球台	TSP TF-25W	28.08.29	168,480	8	(公財)鳥取県体育協会 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール

リース契約一覧

物件名	リース期間	リース先	金額	31年度以降の残額	備考
電話リース	H26.3.1 ~ H31.2.28	とりぎんリース株式会社	8,610(月)		
コピー・ファクシミリリース	H26.3.27 ~ H31.3.26	とりぎんリース株式会社	13,965(月)		

鳥取産業体育館・鳥取屋内プールにおける現状の職員体制

管理運営の組織



職員の職種等

職種	雇用関係	1日の勤務時間	月勤務日数	担当する業務内容
館長	常勤	8時間	21日	管理責任者、スポーツ教室担当
次長兼体育指導員	常勤	8時間	21日	管理、庶務、経理、スポーツ教室担当
副主幹	常勤	8時間	21日	庶務、経理、受付
主任体育指導員	常勤	8時間	21日	水泳教室指導統括、庶務、プール監視、受付
スタッフ	常勤	8時間	21日	機械・電気管理、防火管理、庶務、プール監視、受付
体育指導員	常勤	8時間	21日	水泳教室指導、庶務、プール監視、受付
嘱託	常勤	8時間	21日	スポーツ教室・水泳教室指導、庶務、プール監視、受付
嘱託	常勤	8時間	21日	スポーツ教室・水泳教室指導、庶務、プール監視、受付
嘱託	常勤	8時間	21日	スポーツ教室・水泳教室指導、庶務、プール監視、受付
嘱託	常勤	8時間	21日	スポーツ教室・水泳教室指導、庶務、プール監視、受付
嘱託	常勤	8時間	21日	スポーツ教室・水泳教室指導、庶務、プール監視、受付
嘱託	常勤	8時間	21日	スポーツ教室・水泳教室指導、庶務、プール監視、受付
嘱託	非常勤	4時間	15日	夜間管理
嘱託	非常勤	4時間	15日	夜間管理